

マイナンバーカードを健康保険証として 利用できます

当院では、令和6年4月より受診する患者さんの薬剤情報、特定健診情報その他必要な診療情報を取得・活用して診療を行えるようになりました。

窓口には設置されている顔認証付きカードリーダーにマイナンバーカードを置いていただくことで、認証(マイナ受付)ができます。

顔認証付きカードリーダーの設置場所	
総合医療センター	[1F] 外来受付(2台)・地域医療連携課(1台)・入退院受付(4台)・救急入口(1台) [2F] フロア受付(3台) [3F] フロア受付(3台)
こころの医療センター	[1F] 精神科外来(2台)
山鹿クリニック	[1F] 総合受付(1台)・再来受付機(1台) [3F] フロア受付(2台)・歯科フロア受付(1台) [5F] フロア受付(1台) [6F] 健診センター受付(1台)

マイナンバーカードを健康保険証として利用される場合は、次の事項にご留意ください。

※各種医療証(特定疾患受給者証(指定難病)、子ども医療費受給資格者証、ひとり親医療費受給者証、重度心身障がい者医療費受給者証、乳幼児および児童医療費受給資格者証等)の認証ができません。お手順をお掛けいたしますが、マイナ受付実施後、外来受付または各フロア受付に医療証をご提示ください。

※マイナンバーカードの健康保険証利用には、申し込みが必要です。事前にご自身のスマートフォンで申し込みいただくか、診療当日でも病院に設置している顔認証付きカードリーダーからお手続きをいただけます。手続きの詳細は、下記の厚生労働省のリーフレットをご参照ください。

<p>マイナ受付の 申請方法について</p> <p>▼</p> <p>詳細はこちら ▶</p>	<p>マイナ受付の 利用方法等について</p> <p>▼</p> <p>詳細はこちら ▶</p>	<p>診療／薬剤・特定健診等 情報について</p> <p>▼</p> <p>詳細はこちら ▶</p>
---	--	--

令和6年4月より、初診・再診時の加算点数が変更となります。

マイナンバーカード(マイナ保険証)を利用したオンライン資格確認等システムを通じて、薬剤情報や特定健診情報等を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めています。正確な情報を取得・活用するため、マイナンバーカード(マイナ保険証)によるオンライン資格確認等システムのご利用にご協力をお願いいたします。

マイナンバーカード(マイナ保険証)をお持ちの患者さんは、大変お手数をおかけいたしますが**受診の都度マイナンバーカード(マイナ保険証)をカードリーダーへご提示ください**ますよう、お願いいたします。

初診・再診時の加算点数		令和6年6月1日から	令和6年12月1日から
初診	通常の保険証を利用	1ヶ月1回	3点
	マイナンバーカード (マイナ保険証・薬剤情報・特定健診の情報取得)	1ヶ月1回	1点
再診	通常の保険証を利用	3ヶ月1回	2点
	マイナンバーカード (マイナ保険証・薬剤情報・特定健診の情報取得)	3ヶ月1回	1点